報告第13号

公益社団法人杉並区成年後見センターの経営状況について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、 公益社団法人杉並区成年後見センターの経営状況を別冊のとおり提出する。

令和2年5月29日

提出者 杉並区長 田 中 良

令和元年度

事業報告書計算書類及び附属明細書並びに財産目録監査報告書

自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日

公益社団法人杉並区成年後見センター

令和元年度

事業報告書

自 平成31年4月1日

至 令和2年3月31日

公益社団法人杉並区成年後見センター

令和元年度 事業報告書

(平成31年4月1日~令和2年3月31日)

公益社団法人 杉並区成年後見センター

はじめに

当センターは成年後見制度推進機関として、これまでの事業実績を踏まえつつ、より一層の成年後見制度の利用促進を図るため、以下の基本方針のもと事業を遂行した。

【基本方針】

- (方針1) 成年後見制度を支える利用推進機関として、相談から利用までの一貫 した支援機能を発揮するとともに、区民後見人の養成と育成・活用、法 人後見の充実等を図る。
- (方針2) 成年後見制度の中核機関として、関係機関との連携体制を強化し、後見制度の一層の周知・普及を図る。

今年度は、成年後見制度利用促進基本計画に定める地域連携ネットワークの中核機関として、杉並区成年後見制度利用促進協議会を開催した。協議会の場において、成年後見制度の周知、普及について協力を仰ぐ等、当センター及び関係機関のより一層の連携体制の強化を図った、

また、地域連携ネットワークの体制をさらに整備するため、新たに専門職を活用した相談、利用者支援の仕組みなどを杉並区・杉並社協と検討し、制度利用開始前及び開始後における区民への支援を拡充するための専門相談事業を開始した。

各事業の取組状況

1. 円滑な法人運営体制の確立

運営体制	審議事項、報告事項
社員総会	〇 臨時社員総会 平成 31 年 4 月 2 日
	[決議事項]
	議案第1号 理事の選任について
	〇 定時社員総会 令和元年5月14日
	[報告事項]
	平成30年度事業報告について
	[決議事項]
	議案第2号 平成30年度計算書類(貸借対照表及び正味財産増
	減計算書) 及び財産目録の承認並びに監査報告につ
	いて
	議案第3号 理事及び監事の選任について
理事会	〇 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条による理
	事会の決議の省略
	理事全員から書面により同意の意思表示を、監事全員から書
	面により異議がない旨の意思表示を得たので、以下の議案に
	ついて理事会の決議があったものとみなした。
	決議があったものとみなされた日:平成31年4月9日
	議案第1号 副理事長の選任について
	〇 第1回 平成31年4月26日
	[決議事項]
	議案第2号 平成30年度事業報告及び決算の承認並びに監査報
	告について
	議案第3号 平成30年度事業報告等に係る提出書類の承認につ
	いて
	議案第4号 理事及び監事の選任と社員総会への付議について
	議案第5号 定時社員総会の開催について

理事会

○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条による理事会の決議の省略

理事全員から書面により同意の意思表示を、監事全員から書面により異議がない旨の意思表示を得たので、以下の議案について理事会の決議があったものとみなした。

決議があったものとみなされた日:令和元年5月20日 議案第6号 理事長及び副理事長の選任について

- 第2回 令和元年11月12日 [報告事項]
 - (1) 上半期事業概要報告(令和元年度4月~9月)
 - (2) 東京都による公益法人立入検査の結果について 「決議事項]

議案第7号 専門職の活用による相談体制の拡充及び規則類の 改正について

○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条による理 事会の決議の省略

理事全員から書面により同意の意思表示を、監事全員から書面により異議がない旨の意思表示を得たので、以下の議案について理事会の決議があったものとみなした。

決議があったものとみなされた日:令和2年2月27日 議案第8号 苦情解決規則の改正について

○ 第3回 令和2年3月27日※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、第3回理事会は中止とした。

○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条による理事会の決議の省略

理事全員から書面により同意の意思表示を、監事全員から書面により異議がない旨の意思表示を得たので、以下の議案について理事会の決議があったものとみなした。

決議があったものとみなされた日:令和2年3月31日 議案第9号 令和2年度事業計画、収支予算書、資金調達及び設 備投資の見込みについての承認について

議案第10号 専門委員の選任について

議案第11号 苦情解決委員の選任について

議案第12号 運営委員会の委員の選任について

議案第13号 理事の選任及び社員総会への付議について

議案第14号 臨時社員総会の開催について 議案第 15 号 職員就業規則及び非常勤職員規則の改正について 運営委員会 ○ 第1回 平成31年4月12日 議事 事例審議7件 法人後見事務審議 ・法人後見3号 報酬付与申立てについて 後見監督事務審議 ・監督 109 号 報酬付与申立てについて 監督 120 号 初回報告について ○ 第2回 令和元年5月17日 議事 事例審議2件 ○ 第3回 令和元年6月14日 議事 事例審議7件 法人後見事務審議 ・法人後見5号 報酬付与申立てについて ○ 第4回 令和元年7月12日 議事 事例審議 10 件、事例報告 1 件 その他審議 ・専門職の活用による相談体制の拡充について 〇 第5回 令和元年8月9日 議事 事例審議5件 後見監督事務審議 ・監督 116 号 報酬付与申立てについて ○ 第6回 令和元年9月13日 議事 事例審議7件 後見監督事務審議 ・監督 121 号 初回報告について その他審議 ・専門職の活用による相談体制の拡充について 〇 第7回 令和元年10月11日 議事 事例審議5件

運営委員会

○ 第8回 令和元年11月8日 議事 事例審議9件

後見監督事務審議

- ・監督 115 号 報酬付与申立てについて
- ・監督 122 号 初回報告について
- 第9回 令和元年12月13日

議事 事例審議7件

後見監督事務審議

- ・監督 118 号 報酬付与申立てについて
- 第10回 令和2年1月17日

議事 事例審議6件

後見監督事務審議

- ・監督 112 号 報酬付与申立てについて
- ・監督 123 号 初回報告について
- 第11回 令和2年2月14日

議事 事例審議8件

法人後見事務審議

- ・法人後見2号 報酬付与申立てについて 後見監督事務審議
- ・監督 121 号 後見終了後の対応について
- ・監督 121 号 報酬付与申立てについて
- · 監督 125 号 初回報告について
- 第12回 令和2年3月13日

議事 事例審議8件

法人後見事務審議

- ・法人後見3号 後見終了後の対応について
- ・法人後見3号 報酬付与申立てについて
- ・法人後見2号 サービス等利用計画について

後見監督事務審議

- 監督 124 号 初回報告について
- ・監督 126 号 初回報告について

2. 公益目的事業 成年後見制度利用推進事業

【成年後見制度の周知、普及及び啓発活動】

(1) 一般区民向け講演会

成年後見制度の活用による権利擁護を推進するため、一般区民向けの講演会を開催し、制度の普及啓発を図った。

事業項目	実施内容
講演会の実施	〇 講演会
	「教えて!成年後見制度 今 親族後見を考えているあなたに」
	主催 杉並区成年後見センター
	日時 令和元年9月30日(月)午後2時~午後4時
	講師 荒木 美智子 弁護士
	参加者 39 名
	<感想・意見>
	・法定後見の手続きの流れ、費用のこと等を知ることができた。
	・法定後見で親族後見人が選任される可能性について、あまりな
	いのではと思っていたが、今後また増えていきそうな状況にあ
	ることが分かってよかった。
	・わかりにくい制度をわかりやすくお話いただき、理解できまし
	た。
	・遠方に住む両親と知的障がいのある子どものために、後見人に
	ついて詳しく知りたいと思い参加しました。いずれ必ず利用す
	ることになるので、今日はとても勉強になりました。
	○ 講演会
	「遺言・相続・成年後見制度~いざという時に慌てないために」
	荻窪地域区民センター協議会との協働事業
	日時 令和2年3月4日(水)午後1時30分~3時30分
	場所 荻窪地域区民センター 第1・2集会室
	講師 リーガルサポート東京支部所属
	司法書士 奥本 浩臣 氏
	司法書士 浜田 玉代 氏
	※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び参加者の健康
	保全のため、開催を中止とした。

(2) 区民後見人等養成・支援事業

今後の成年後見制度の利用の増加に対応するため、区民後見人等養成・支援事業を実施している。

区民後見人等養成事業に関しては、3年に1回実施している。平成30年度において 区民後見人等養成研修(基礎講座及び実務研修)を実施し、研修修了者13名について 区民後見人等候補者名簿への登録を行っているため、今年度は新たな養成は行っていな い。

また、「区民後見人等候補者紹介事業実施要綱」において、区民後見人等候補者名簿登録更新時の要件として当法人が必要と認め実施した研修への参加を要件としているため、「区民後見人等候補者名簿登録者フォローアップ研修」を実施した。

さらに、後見人選任までの待機期間中の育成の一環として、法人業務の支援員として 活用する事業を行っており、法人後見支援員としての活動の他、当センターが行う周知 活動の事業支援員としての活動を加え、一層の活用を図っている。

事業項目	実施内容				
区民後見人等の	○ 登録更新に必要な研修の実施				
育成・支援	・第1回 フォローアップ研修				
	日時 令和元年9月28日(土) 午後2時~4時				
	内容 認知症サポーター養成講座				
	「認知症を学び地域で支えよう」				
	講師 杉並区高齢者在宅支援課 保坂 宣孝 氏				
	出席者 22 名				
	・第2回 フォローアップ研修				
	日時 令和元年12月21日(土)午後2時~4時				
	内容 「成年後見制度をめぐる最近の動き」				
	講師 弁護士 原﨑 千賀子 氏				
	内容 区民後見人実践報告				
	「成年後見人就任時における職務と課題」				
	発表者 区民後見人受任経験者				
	出席者 23 名				
区民後見人等の	〇 区民後見人等の活用と支援				
育成・支援	区民後見人登録者 24名(令和2年3月31日現在)				
	(登録者 24 名の内訳)				
	東京都社会貢献型後見人養成講習会修了者 1名				
	・区民後見人養成研修修了者 23名				
	(平成 21 年度登録者 2 名、平成 24 年度登録者 3 名、				
	平成 27 年度登録者 5 名、平成 30 年度登録者 13 名)				
	登録者活動状況 区民後見人 7名				
	法人後見支援員 6名				
	事務支援員 2名				
	事業支援員 8名				

地域福祉権利擁護事業 生活支援員 6名

区民後見人等の 育成・支援

・区民後見人等候補者紹介の状況(単位:件)

令和え	元年度	平成 3	80 年度
推薦件数	推薦後の	推薦件数	推薦後の
選任件数			選任件数
6	6	4	6

• 区民後見人受任状況

当年度の当初受任件数:6件(平成30年度より継続の件数)

当年度の新規受任件数:6件 当年度の合計受任件数:12件

当年度の終了件数:1件(本人死亡による) 当年度3月31日現在の合計受任件数:11件

・区民後見人登録者のうち受任していない者の人数 17名 (未受任の登録者 16名、被後見人の死亡による後見事務終了者 1名)

(3) 周知活動

パンフレットやホームページを通じて、成年後見制度の周知や、当センターの周知及 び広報を行った。

また、前年度に引き続き区庁舎や区民向けの催事への参加を通じ、成年後見制度のパネル展示等の周知活動を行った。障害者、高齢者を対象とした催事に参加し、周知活動のより一層の充実に取り組んでいる。これらの周知活動の実施に際しては、区民後見人等候補者名簿登録者の活用を図っている。

さらに、地域団体等が主催する説明会や研修会に参加し、説明を行った。

業項目	実施内容
パンフレットの	〇 パンフレットの配布
配布	ケア 24 や障害者地域相談支援センター等の区内関係機関へ配布 行い、より一層の成年後見制度と当センターの周知及び広報を行っ た。配付にあたっては従来のパンフレットに加え、制度利用者本人 向けに読みやすくした説明用パンフレット及び同パンフレットの 点訳の配布を行った。
周知活動	○ 周知活動・区庁舎ロビーにおける成年後見制度のパネル展示 令和元年10月9日(水)、10日(木)の2日間

・社会福祉法人浴風会「つながるフェスタ」への参加を通じた成年 後見制度のパネル展示

令和元年 10 月 19 日 (土)

•「すぎなみフェスタ」への参加を通じた成年後見制度のパネル展示

令和元年11月2日(土)桃井原っぱ公園

・障害者週間事業「ふれあいフェスタ」への参加を通じた成年後見 制度のパネル展示

令和元年12月1日(日)セシオン杉並

研修会等への参 加

○ 区民や関係機関職員を対象にした、成年後見制度についての説明会及び研修会へ参加し、説明を行った。

(一般区民対象3回、関係機関対象3回)

口	月日	内容等	対象	参加
				者数
1	R1. 5. 20	認知症の方への権利擁	ケアマネジャー・	40
		護研修	介護保険サービス	
		(杉並区主催)	事業所職員・ケア	
			24 職員	
2	R1.6.8	税理士による成年後見	一般区民	77
		制度講演会と相談会		
		(東京税理士会杉並・荻		
		窪支部共催)		
3	R1. 8. 6	民生委員研修会	高円寺地区民生委	28
		(高円寺地区民生委員	員	
		児童委員協議会主催)		
4	R1. 10. 2	あなたを支える公的金	一般区民	23
		銭管理サービス		
		(西荻地域区民センタ		
		-協議会主催)		
5	R1. 12. 19	安心・安全セミナー	一般区民	15
		(みずほ銀行方南町支店		
	_	主催)		
6	R2. 2. 13	ケアマネジャー向け研	高円寺地区ケアマ	29
		修(アースサポート高円	ネジャー	
		寺主催)		

【成年後見制度に関する相談及び利用支援】

(4) 相談業務、申立て手続き支援

高齢者や障害のある者、その家族からの権利擁護や成年後見制度に関する相談に電話、来所、訪問により対応した。相談業務においては、制度の概要説明に加え、申立てに必要な書類を常備し、申立てに関する手続きの説明を行った。また、平日時間の無い方や複雑な課題を抱えている方に相談機会を提供するため、専門職団体との共催により休日相談会を実施した。

家庭裁判所への後見等開始申立てまでの支援が必要な事案においては、申立て手続き支援として、初回相談に続き、申立て書類の確認、第三者後見人等候補者の紹介等継続的な相談支援を実施した。また、既に後見人を受任している親族後見人や専門職後見人からの相談にも対応した。

なお、令和2年1月より、成年後見制度利用開始前及び開始後における区民への支援を拡充するため、弁護士、司法書士、社会福祉士による「成年後見制度専門相談」を 新たに開始した。

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
相談件数	190	232	255	256	261	263
うち新規	(48)	(56)	(51)	(50)	(48)	(46)

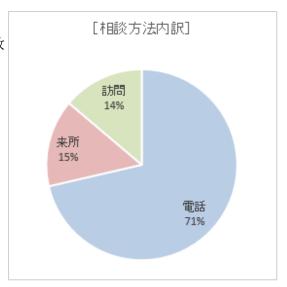
月	10 月	11月	12 月	1月	2月	3月	合計
相談件数	304	247	243	298	323	349	3, 221
うち新規	(55)	(48)	(39)	(65)	(46)	(44)	(596)

相談事業 の実施

[相談方法内訳]

(単位:件)() 書は新規相談で内数

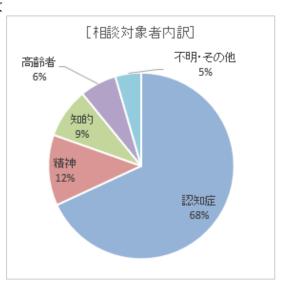
— E 1 7 () a 13/1/1/1/1 a 1				
	元年度	30 年度		
電話	2, 299	1,838		
	(402)	(376)		
来所	477	514		
	(188)	(295)		
訪問	445	303		
	(6)	(12)		
計	3, 221	2, 655		
	(596)	(683)		



[相談対象者内訳]

(単位:件)() 書は新規相談で内数

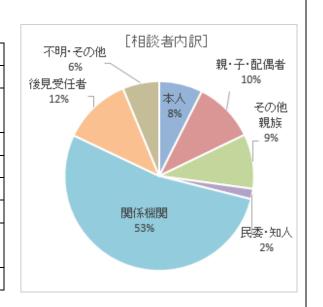
	元年度	30 年度
認知症	2, 194	1,848
	(350)	(396)
精神	396	299
疾患	(58)	(73)
知的	280	213
障害	(21)	(46)
高齢者	206	161
	(101)	(97)
不明•	145	134
その他	(66)	(71)
計	3, 221	2, 655
	(596)	(683)



相談事業 の実施

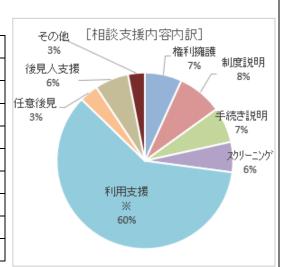
[相談者内訳]	(単位	:件数)

	元年度	30 年度
本人	334	300
親・子・	468	382
配偶者		
その他親族	419	333
民委・知人	79	59
関係機関	2, 387	1,765
後見受任者	526	386
不明•	281	177
その他		
計	4, 494	3, 402



[相談支援内容内訳] (単位:件数)

∟.	中於文溪门石门	(1)	<u> </u>
		元年度	30 年度
	権利擁護	249	324
注	制度説明	302	553
定	手続き説明	238	394
後	スクリーニンク゛	203	271
見	利用支援 ※	2, 202	1,542
	任意後見	126	122
	後見人支援	227	120
	その他	113	80
	計	3,660	3, 406



※ 次の事業項目「申立て手続き支援の実施」において再掲

の実施

相談事業 | 〇 税理士会を中心とする専門職団体との共催による、休日相談会を実施した。 開催日 令和元年6月8日(土)午前10時から午後4時

相談者 14名

相談員 23名

(内訳: 当センター1名、東京税理士会杉並支部・荻窪支部 20名 リーガルサポート東京支部1名、東京社会福祉士会1名)

○ リーガルサポートを中心とする専門職団体との共催による、休日相談会を実 施した。

開催日 令和元年11月9日(土)午後1時から午後4時

相談者 8名

相談員 9名

(内訳: 当センター1名、リーガルサポート東京支部6名、 東京社会福祉士会1名、東京税理士会杉並支部・荻窪支部1名)

○ 令和2年1月14日より、弁護士、司法書士、社会福祉士による成年後見制度 専門相談を実施した。

実施日 毎月第1~第4火曜日、第1~第4木曜日(祝日は除く) 午後1時30分~午後4時まで(各日2枠で相談対応)

[月別専門相談実施数] (単位:件数)

月	1月	2月	3月	合計
件数	10	11	9	30

続き支援 の実施

申立て手 | ○ 家庭裁判所への後見等開始申立てまでの支援として、継続的な相談対応や書 類作成等の支援を実施した。(単位:件)

申立て手続き支援の内容	元年度	30 年度
継続相談(複数回の相談対応)	1, 905	1, 389
書類作成支援	215	82
家裁・鑑定医等への同行・調査立会	28	20
その他	54	51
合 計	2, 202	1, 542

※ 対象期間における新規の支援対象者人数

	元年度	30 年度
支援対象者人数	150 人	123 人

続き支援 の実施

申立て手 〇 家庭裁判所への後見等開始申立てまでの支援として、第三者後見人等候補者 の紹介等を実施した。(単位:件)

項目	内訳	元 ²	年度	30 年	度
		推薦件数	推薦後の	推薦件数	推薦後の
		選任件数			選任件数
第三者	弁護士	2	2	5	4
後見人等	司法書士	31 25		25	21
候補者	社会福祉士	33	28	16	16
紹介	税理士	5	4	7	10
	計	71	59	53	51
項目		元年度		30 年度	
鑑定医紹介		紹介件数		紹介件数	
		0		0	

※ 第三者後見人等候補者紹介の推薦件数は、当年度開催の運営委員会の審議結 果に基づく推薦件数を専門職種別に集計している。

推薦後の選任件数は、当年度中に家庭裁判所の審判がおり、後見人として選 任された件数を専門職種別に集計している。

※ 令和元年度の運営委員会における候補者推薦審議の状況については、資料1 参照。

資料1では、第三者後見人等候補者の推薦71件に加え、申立てを見送ったも のが1件、法人後見1件、区民後見人の推薦6件、合計79件の審議状況を記 載している。

職員研修 の実施

- 相談業務・申立て手続き支援業務において、区民等からの相談により的確な 対応ができるよう、内部研修、外部研修を通じて、センター相談員のレベル アップを図った。
- 内部研修

区分	研修内容等					
法律・財産	法律職員による法律・財産管理関係の研修を通年で随時実施					
管理研修	した。					
	・「成年後見実務の運用と諸問題」について					
	・「保佐類型と補助類型における代理権、同意権の整理」につ					
	いて					

• 外部研修

研修内容	主催	参加
		人数
成年後見制度の現状と課題	東京都社会福祉協議会	3
虐待対応と権利擁護	東京都社会福祉協議会	2
アセスメントと支援方針の作成	東京都社会福祉協議会	2
利用促進体制整備 基礎研修	厚生労働省	1
利用促進体制整備 応用研修	厚生労働省	1
親族後見人への支援を進めるために	東京都社会福祉協議会	2
8050 問題へのアプローチ	杉並区 在宅医療・生活支援	3
	センター	

(5) 申立て費用、後見報酬助成事業

所得や資産が少ないために、成年後見制度の利用が困難な者への支援として、申立 て費用助成事業及び後見報酬助成事業を実施した。

事業項目	実施内容						
申立て費用・			(単位:件)				
後見報酬助成	区分	元年度	30 年度				
	申立て費用助成	_	_				
	報酬費用助成	2件	1件				

【後見人サポート及び関係機関との連携強化】

(6) 親族後見人勉強会

当センターでは、家庭裁判所の最新動向を含めた後見事務に関する知識向上と、親族後見人の悩みや疑問の共有を目的として、親族後見人対象の勉強会を開催しているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び参加者の健康保全のため、令和元年度は開催を中止した。

事業項目	実施内容		
親族後見人勉強	○親族後見	人のた	とめの勉強会
会	日時	令和2	2年3月6日(金)午後2時~4時
	内容	一部	成年後見制度をめぐる最近の動きについて学ぶ
	-	二部	地域における高齢者支援の実際を聞き、被後見人
			等がより豊かな生活を送るための支援につなげ
			る
		三部	懇談会

講師 弁護士 原﨑 千賀子 氏 ケア24永福センター長 竹嶋 美歩 氏

<u>※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び参加者の健康</u> 保全のため、開催を中止とした。

(7) 関係機関との連携強化のための事業

高齢者の利用について密接な関係にある地域包括支援センターに対しては、地域ケア会議に出席し、実務者レベルでの連携強化を図った。

また、杉並区社会福祉協議会(地域福祉権利擁護事業担当)との業務連絡会を毎月開催し、相談ケースについての課題共有に努め、両制度の迅速かつ適切な利用の推進を図った。

さらに、今年度より、成年後見制度利用促進基本計画に定める地域連携ネットワークの中核機関としての機能を担い、杉並区内の関係機関との連携を強化し、成年後見制度の利用を円滑に進めるため、杉並区成年後見制度利用促進協議会を開催した。

事業項目	実施内容
関係機関との連 携強化	○ 地域包括支援センター主催の地域ケア会議 参加回数 2回
	○ 杉並区社会福祉協議会(地域福祉権利擁護事業担当) との定期業務連絡会 開催回数 12 回(原則毎月開催)
	○ 東京都福祉保健局主催の連絡会 ・利用者支援区市町村連絡会
	〇 家裁との連絡協議会 1回
	○ 杉並区成年後見制度利用促進協議会 第1回 令和元年7月19日(金)午後3時~5時 出席者 20団体 30名 内容 ・杉並区成年後見制度利用促進協議会について ・杉並区成年後見センター平成30年度事業実施状況 ・成年後見制度の動向に関する情報共有 ・関係機関の活動紹介~第一東京弁護士会 成年後見 委員会について~

第2回 令和2年1月29日(水)午後3時~5時

出席者 21 団体 31 名

内容・杉並区成年後見センターにおける専門相談について

・意見交換

テーマ「成年後見人等選任後の本人支援について」

・各団体からの情報提供

【法人後見業務】

(8) 法人後見業務

令和元年度は、平成30年度より継続の3件に加え、当年度において新たに1件の法人後見受任の審判がおりたため、令和元年度の受任件数は4件となった。

なお、当年度において、被後見人の死亡により1件が終了したため、令和2年3月 末現在の法人後見受任件数は3件となった。

事業項目	実施内容								
法人後見業務	〇 法人後見業務								
	令和元年度の受任件数 4件								
	審判日	審判日 種別 類型 主な後見事務							
	H19. 12. 26	障害者	後見	財産の管理および生活費の支援					
		(精神・知的)		福祉サービス利用支援他					
	H20. 2. 26	高齢者	後見	財産の管理					
		(認知症)		親族の後見人との連携					
				令和2年2月死亡により終了。終了事務を					
				行っている。					
	H29. 4. 5	障害者	後見	財産の管理					
		(知的)		福祉サービス利用支援他					
	R2. 3. 27	高齢者	補助	財産の管理					
		(認知症)	福祉サービス利用支援						
	今後の居所の検討他								
	※ 法人後	見の現況につ	いては	· 資料2 参照。					

【委任契約による代理事務】

(9) 委任契約による代理事務

移行型任意後見契約(通常の財産管理の委任契約と任意後見契約を同時に結び、判断能力が低下し、任意後見開始の必要が生じたときには、最初の委任契約から任意後見契約へ移行する契約形態)の活用について、法人の任意後見に関する検討と併せ継続的に検討を行った。なお、令和元年度における利用実績はない。

【後見監督事務】

(10) 後見監督事務

区民後見人受任事案に関しては、成年後見制度推進機関として当センターが後見監督事務を実施しており、平成30年度より継続の6件に加え、当年度において新たに6件の後見監督人受任の審判がおりたため、令和元年度の受任件数は12件となった。

なお、当年度において被後見人の死亡により1件終了したため、令和2年3月末現 在の監督人受任件数は11件となった。

事業項目	実施内容				
後見監督事務	〇 後見監7	督事務			
	令和元年	度の受任件	 	2件	
	審判日	種別	類型	備考	主な後見
					監督事務
	H27. 12. 18	高齢者	後見		
		(認知症)			
	H28. 10. 13	高齢者	保佐		
		(認知症)			
	Н30. 5. 9	高齢者	補助		
		(認知症)			
	Н30. 8. 14	高齢者	後見		
		(認知症)			
	Н30. 8. 17	高齢者	後見		
		(認知症)			身上保護
	Н31. 2. 24	高齢者	後見		面を中心
		(認知症)			とした後
	R1. 7. 19	高齢者	後見	令和2年1月死亡により終了。	見人支援
		(認知症)		終了事務を行った。	
	R1. 9. 3	高齢者	後見		
		(認知症)			
	R1. 11. 5	高齢者	後見		
		(脳出血			
		後遺症)			
	R1. 12. 16	障害者	後見		
		(知的)			
	R1. 12. 26	高齢者	後見		
		(認知症)			
	R2. 1. 9	高齢者	後見		
		(認知症)			
	※ 後見監	野事務の現	況につ	いては、 資料3 参照。	

【区長申立て事務支援】

(11) 区長申立て事務支援

区民等が後見制度の利用に結びつかずに不利益を被ることがないよう、杉並区の所管課及び関係する機関との調整・連携を行い、訪問同行や申立書の作成など、区長申立て事務の支援を行った。

事業項目	実	施内容		
区長申立て支援	0	杉並区との協定に基づき、区	長申立て事務の表	女援を行った。
				(単位:件)
			元年度	30 年度
		区長申立て事務支援	52	45

3. 法人管理業務

公益法人運営

法令及び定款に従い、理事会や社員総会の開催など法人の運営を適切に行った。 また、法定書類の作成・備置き・開示と定期書類の提出など法人の情報開示を適切に 行った。

今後も、定款及び諸規則等について、法人運営の状況を踏まえ、必要に応じて見直し を行う予定である。

事業報告の附属明細書

令和元年度事業報告においては、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成していない。

諮問			類型		-	申立ノ	ጋ ሳ ∐.	性								医属					具科
品的								往	נית	年		立時	の店	ול		牌舌	化工厂		申立時	144 +++ 1/2 1 -A	
回 (月)	諮 問 No.	補助	保佐	後見	本人	親 族	区長	男	女	齢	施設	自宅	病院	他	認知症	知的 障害	精神 障害	他	生保受給	推薦候補	相談の経路
	1			0			0	0		74			0		0					税理士	区高齢者在宅支援課
	2			0			0		0	86			0		0					社会福祉士	区高齢者在宅支援課
第1回	3			0		0		0		70				0	0					司法書士	地域包括支援センター
(4月)	4			0			0		0	77			0		0					司法書士	地域包括支援センター
	5			0			0	0		77		0			0					司法書士	地域包括支援センター
	6			0			0	0		65			0				0		0	司法書士	区高齢者在宅支援課
第2回 (5月)	7			0		0			0	73			0		0					社会福祉士	親族
(5月)	8									07			•		_						No.付番誤り
	9			0			0		0	87		_	0		0					区民後見人	ケアマネジャー
	10			0			0	_	0	81		0			0					社会福祉士	ケアマネジャー
第3回	11			0			0	0		68	0				0	_				司法書士	福祉事務所
第3回 (6月)	12			0			0	0		74			0			0				社会福祉士	親族 —————
	13		0		0				0	69			0				0			社会福祉士	保健センター
	14			0			0		0	87		0			0					社会福祉士	地域包括支援センター
	15		0				0		0	84		0			0					司法書士	病院
	16		0		0			0		62			0			0				社会福祉士	社協あんしんサポート
	17	0			0				0	88		0			0					社会福祉士	ケアマネジャー
	18			0		0			0	87			0				0			司法書士	社協あんしんサポート
	19	0			0			0		91				0			0			司法書士	社協あんしんサポート
第4回	20			0			0	0		90		0			0					司法書士	地域包括支援センター
(7月)	21		0				0	0		68				0	0					税理士	社協あんしんサポート
	22			0			0	0		71		0					0			司法書士	地域包括支援センター
	23			0			0		0	73	0				0				0	税理士	福祉事務所
	24		0		0			0		86			0		0					司法書士	司法書士
	25			0			0		0	86	0				0					区民後見人	社協あんしんサポート
	26			0			0	0		81	0				0					司法書士	区高齢者在宅支援課
	27			0			0		0	82			0		0					社会福祉士	区高齢者在宅支援課
第5回 (8月)	28			0			0		0	48				0		0				社会福祉士	区障害者施策課
	29	0				0			0	75		0			0					社会福祉士	親族
	30			0		0		0		58			0				0			社会福祉士	親族
	31			0		0		0		57		0				0				社会福祉士	障害者地域相談 支援センター
	32			0			0		0	76			0		0					区民後見人	区高齢者在宅支援課
	33			0			0		0	94				0	0					税理士	地域包括支援センター
第6回 (9月)	34			0			0		0	85	0				0					司法書士	ケアマネジャー
(07)	35		0		0				0	77		0			0					司法書士	地域包括支援センター
	36			0		0			0	75		0			0					司法書士	親族
	37		0				0		0	89	0				0					弁護士	区高齢者在宅支援課
計		3	7	26	6	7	23	15	21	-	6	11	14	5	26	4	6	0	2	弁護士 1 司法書士 15 社会福祉士 13 税理士 4 区民後見人 3	

令和元年度 第三者後見人候補者推薦審議対象者

資料 1

=\+ ==			소도 프 랴					兀끡		7,	_			_	п н .	性馬		&/·J :	л		質料]
諮問			類型		F	申立ノ		性	別	年	Ħ	立時	の居所	'n		障害	悝別		 +		
回 (月)	諮問 No.	補助	保佐	後見	本人	親族	区長	男	女	井鑪	施設	自宅	病院	他	認知症	知的 障害		也	申立時 生保受給	推薦候補	相談の経路
	38		0			0			0	87		0			0					社会福祉士	ケアマネジャー
**	39			0			0	0		83	0				0					社会福祉士	地域包括支援センター
第7回 (10月)	40			0			0	0		43	0					0				区民後見人	区障害者施策課
(10)1/	41			0			0		0	89			0		0					社会福祉士	地域包括支援センター
	42			0			0	0		62			0				0			社会福祉士	区保健センター
	43			0		0			0	94	0				0					司法書士	ケアマネジャー
	44			0			0		0	70			0		0					司法書士	病院
	45		0				0		0	66			0		0					司法書士	病院
	46			0			0	0		83	0				0				0	区民後見人	社協あんしんサポート
第8回 (11月)	47			0			0		0	87			0		0				0	社会福祉士	病院
(11)17	48			0			0	0		77	0				0					司法書士	区高齢者在宅支援課
	49			0			0		0	89	0				0				0	区民後見人	福祉事務所
	50			0			0	0		77			0		0					社会福祉士	病院
	51		0		0				0	75		0			0					司法書士	社協あんしんサポート
	52		0		0				0	56			0				0			社会福祉士	病院
	53		0			0			0	71	0						0			社会福祉士	区障害者施策課
	54			0		0		0		87	0				0					司法書士	地域包括支援センター
第9回 (12月)	55			0			0		0	93	0						0			社会福祉士	区高齢者在宅支援課
(12月)	56	0					0		0	70			0				0			司法書士	区高齢者在宅支援課
	57			0			0		0	88			0		0					社会福祉士	区高齢者在宅支援課
	58			0			0		0	77		0			0					社会福祉士	地域包括支援センター
	59			0			0		0	76		0			0					社会福祉士	地域包括支援センター
	60		0				0	0		84		0			0					司法書士	ケアマネジャー
第10回	61			0			0		0	76		0			0					社会福祉士	ケアマネジャー
(1月)	62			0			0	0		78		0			0					社会福祉士	地域包括支援センター
	63			0			0		0	88		0			0					社会福祉士	地域包括支援センター
	64			0			0		0	87		0			0					弁護士	地域包括支援センター
	65			0			0	0		89		0			0					司法書士	病院
	66			0			0		0	93	0				0					司法書士	区高齢者在宅支援課
	67			0			0		0	71	0					0				社会福祉士	区高齢者在宅支援課
第11回	68			0			0		0	89			0		0					司法書士	区高齢者在宅支援課
(2月)	69	0		_	0		_		0	94			0		0					法人後見	病院
	70		0		Ť		0		0	42		0					0		0	申立て見送り	福祉事務所
	71			0			0	0	•	54		0					0			社会福祉士	区保健センター
	72		0			0	0	\vdash	0	89		0					0			社会福祉士	社協あんしんサポート
	73			0		0		0		79			0		0					税理士	社協あんしんサポート
	74			0		Ť	0	0		85			0		0					司法書士	社協あんしんサポート
	75			0			0	Ť	0	92	0				0					司法書士	区在宅支援課
第12回	76	0					0		0	69	0				0					社会福祉士	区在宅支援課
第12回 (3月)	77			0			0		0	85	0				0					社会福祉士	区在宅支援課
	78			0			0		0	90	0				0					司法書士	ケアマネジャー
	79		0		0)		0	88	\vdash	0			0					司法書士	地域包括支援センター
	80			0	Ť		0		0	86			0		0				0	司法書士	福祉事務所
計	_ 50	3	9	31	4	6	33	13	30		15	14	14	0	33	2	8	0	5	引送書工 弁護士 1 司法書士 16 社会理士 1 区民後見人 3 法人後見 1 申立て見送り 1	出江 <i>平4九</i> 月
年間計		6	16	57	10	13	56	28	51		21	25	28	5	59	6	14	0	7	弁護士 2 社芸書士 31 社会報士 55 区民後見人 6 法人後見見 1 申立て見送り1	

類型

法人後見の現況

	審判日	障害の種類	性別、年齢	類型
法	平成19年12月26日	知的•精神障害	女性、49歳	後見
1	(身上監護)障害福祉サー ている。時々妄想は見られ	-ビスでホームヘルパーや 1.スが 投薬に bn 安定して	移動支援を利用しながら、 生活している 担当職員 R	単身で在宅生活し なび支援員が2週間
181	ててる。引く女心はから	いるが、以来により女儿して		(0)人饭只从"2週间

(財産管理)預貯金、投資信託等を管理している。

に1回自宅を訪問し、生活費を届け生活状況を確認している。

(今後の方針)年間収支は赤字ではあるが、現時点では生活に支障はない。安定した生活を送れ るよう継続して支援を行う。

審判日	障害の種類	性別、年齢	類型
平成20年2月26日	認知症	女性、94歳	後見

法 人 後 見 3

묽

見 2

문

(身上監護)有料老人ホーム入所中。平成28年11月の健診でⅢ度房室ブロックの検査結果が出 るも、親族より本人の状態や手術時のリスク等を考慮し、ペースメーカーの装着は行わないことと なった。認知症状が進行し、嚥下ができないことから経口による栄養摂取が困難となり平成29年2 月に救急搬送で入院。退院後の栄養摂取は経鼻経管栄養となった。担当職員及び支援員により 毎月1回の定期訪問を実施。家族懇談会に出席している。

令和2年1月に体調を崩し入院。令和2年2月死亡。

(財産管理)預貯金、投資信託等を管理している。

(今後の方針)長女の後見人、判断能力のある段階で遺言信託を契約していた信託銀行等と協 議しながら、終了事務を行っている。

法 人 後 見 5

人

後

見

7

묶

審判日 障害の種類 性別、年齢 平成29年4月5日 知的障害 男性、61歳 後見

(身上監護)平成15年よりグループホームに入所。担当職員及び支援員による毎月1回の定期訪 問実施。ヘルパー付添いによる外出時に行方不明となったことや、転倒も増えているが、関係機 関と協議しながら支援している。

(財産管理) 母親の遺産相続の手続きを行った。預貯金の管理を行う。

(今後の方針)年間収支は黒字の予定である。グループホームでの安定した生活に向け支援す る。

	審判日	障害の種類	性別、年齢	類型
注	令和2年3月27日	認知症	女性、94歳	補助

(身上監護)令和2年3月3日申立て。同3月27日審判が下りる。

離婚歴あり。子がいるが連絡が取れていない。兄弟姉妹は既に死亡。アパートで単身生活をして いたが、令和2年1月の入院を機に身体機能、判断力が低下。在宅での単身生活は難しい状況。 現在はショートステイを利用中。

(財産管理)年金収入と僅かな預貯金のみのため、介護保険での施設入所により収支の安定を図 る。

(今後の方針)今後の居所を検討し、安心安定した今後の生活を支援する。

法人後見監督の現況

		法人後見監督の	見况	
	審判日	障害の種類	性別、年齢	類型
監	平成27年12月18日	認知症	女性、82歳	後見
督		区民後見人及び被後見	し人へのかかわり	
1 0 9 号	利擁護事業を利用していた 申立人である親族が金銭管 により申立てを行った。 区民後見人より毎月提出	が、平成25年2月のグループ で理を支援していたが、支援	生活保護を受給。平成24年6 プホームに入所し解約となっ の継続が難しくなったため平 容を監督人が点検、確認、即	た。その後一時は -成27年12月親族
	審判日	障害の種類	性別、年齢	類型
	平成28年10月13日	認知症	女性、88歳	
監	十,灰20年10月13日			本任
督 1 2 号	年1月より老健施設に入所。 に入所した。社協のあんしん 低下により契約継続が困難 申立てが必要となり、平成2	要椎圧迫骨折等により歩行り その後判断能力の低下がる し未来支援事業を利用してを となった。住宅の解約、施設 8年7月本人による申立てを される月例活動報告書の内	章害が悪化し、平成27年12月 みられ、平成28年9月区内特 金銭管理の支援を受けていた と入所の手続き、施設利用料	別養護老人ホーム たが、判断能力の の支払い等のため
	審判日	障害の種類	性別、年齢	類型
m*/ .	平成30年5月9日	脳梗塞後遺症	女性、82歳	補助
監督	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	区民後見人及び被後見		, .
1 1 6 号	保護を受けていた。平成22 ている。平成22年から独居 していたが、高齢により支援 区民後見人より毎月提出	年自宅借地権売却により約 が難しくなり特別養護老人オ そが難しくなったために、後身	容を監督人が点検、確認、即	保護は廃止となっ 管理なども支援を
	審判日	障害の種類	性別、年齢	類型
	平成30年8月14日	認知症	男性、85歳	後見
監	1774== 1 = 74 = = 1	区民後見人及び被後見		002
督 1 1 7 号	平成16年、長兄の支援で特を支援してきたが、平成284支援が難しくなったために、区民後見人より毎月提出	F別養護老人ホームに入所し F1月に長兄が死亡した。し 後見制度利用に至った。	どの障害が残り、一人暮らした。施設入所後も、長兄夫にだらくは長兄の妻が支援して容を監督人が点検、確認、則	婦が財産管理など いたが、高齢により
	審判日	障害の種類	性別、年齢	類型
пт,	平成30年8月17日	認知症	男性、86歳	後見
監		区民後見人及び被後見	し人へのかかわり	
督 1 1 8 号	を続けることが難しくなった。 度の利用に至った。H30年 区民後見人より毎月提出	。施設入所の際の契約や財 9月グループホームに入所し	容を監督人が点検、確認、即	ことから、後見制
	•			

	審判日	障害の種類	性別、年齢	類型
監	平成31年2月24日	認知症	男性、88歳	後見
督	ハポケウベメサハサンプナノ	区民後見人及び被後見		ATIMET WITH
1 2 0 号	その後、認知症が進行し、行在宅生活を送っているが、 申請。令和元年5月隣接区	後見制度の利用に至った。 歩行のふらつきやADLの低 の特養に入所。 を家裁に送付、以後、区民	症により地域権利擁護事業現在は介護サービスと配食で下が見られ、独居は難しいた後見人より毎月提出される月	サービスを利用して とめ特養への入所を
	審判日	 障害の種類	性別、年齢	類型
	令和1年7月19日	認知症	女性、88歳	後見
監	1. 1 1	区民後見人及び被後身		<i>(</i> ,),
1 2 1 号	が続いていた。 令和元年9月家裁へ初回報 月提出される月例活動報告 令和2年1月入院中の療養	と告と居住用不動産の処分 計書の内容を監督人が点検 型病棟で死亡。	が、病状が不安定なため療养 許可の申立てを送付。以後、 、確認、助言等を行う。 い、令和2年3月家裁に監督事	区民後見人より毎
	審判日	 障害の種類	性別、年齢	類型
	令和1年9月3日	認知症	女性、87歳	後見
監	144HI 0710 H	区民後見人及び被後身		į, λ.
督 1			「ポストの利用に混乱を生じて ンセンターが訪問し、平成31	
	た近所の方からの連絡がき 利擁護の契約につながった ショートステイを利用している 和元年10月特養に入所とな	っかけとなり地域包括支援 こ。物盗られ妄想など不穏か たが、在宅生活は困難とない こった。 と家裁に送付。以後、区民		年3月地域福祉権 対め、区内特養の 対見制度を利用、令
1 2 2	た近所の方からの連絡がき 利擁護の契約につながった ショートステイを利用していた 和元年10月特養に入所とな 令和元年11月に初回報告を	っかけとなり地域包括支援 こ。物盗られ妄想など不穏か たが、在宅生活は困難とない こった。 と家裁に送付。以後、区民	ンセンターが訪問し、平成31 が強くなり自ら警察に保護をすり、特養の入所契約のため後	年3月地域福祉権 対め、区内特養の 対見制度を利用、令
1 2 2	た近所の方からの連絡がき 利擁護の契約につながった ショートステイを利用していた 和元年10月特養に入所とな 令和元年11月に初回報告を 容を監督人が点検、確認、	っかけとなり地域包括支援 こ。物盗られ妄想など不穏か たが、在宅生活は困難とないった。 と家裁に送付。以後、区民役 助言等を行っている。	ンセンターが訪問し、平成31 が強くなり自ら警察に保護をすり、特養の入所契約のため後 後見人より毎月提出される月 性別、年齢	年3月地域福祉権 対め、区内特養の 長見制度を利用、令 例活動報告書の対
1 2 2 号 監	た近所の方からの連絡がき 利擁護の契約につながった ショートステイを利用していた 和元年10月特養に入所とな 令和元年11月に初回報告を 容を監督人が点検、確認、 審判日 令和1年11月5日	っかけとなり地域包括支援 。物盗られ妄想など不穏か たが、在宅生活は困難とない った。 を家裁に送付。以後、区民役 助言等を行っている。 障害の種類 脳出血後遺症 区民後見人及び被後身	ンセンターが訪問し、平成31 が強くなり自ら警察に保護を対 り、特養の入所契約のため後 後見人より毎月提出される月 性別、年齢 女性、77歳 見人へのかかわり	年3月地域福祉権 対め、区内特養の 受見制度を利用、令 例活動報告書の対 類型 後見
1 2 2 号	た近所の方からの連絡がき 利擁護の契約につながった ショートステイを利用していた 和元年10月特養に入所とな 令和元年11月に初回報告を 容を監督人が点検、確認、 審判日 令和1年11月5日 上京後、按摩マッサージのから区外の養護老人ホーム 令和元年6月、左視床下部 ミュニケーションは困難で、 病院での療養生活を継続す	つかけとなり地域包括支援 こ、物盗られ妄想など不穏か たが、在宅生活は困難とない たが、在宅生活は困難とない さった。 を家裁に送付。以後、区民 助言等を行っている。 障害の種類 脳出血後遺症 区民後見人及び被後身 仕事で生計をたてていたが に入所となり、同時に生活の出血により緊急入院し、同 今後の回復は望めない。養 お予定。 報告を送付。以後、区民後	ンセンターが訪問し、平成31 が強くなり自ら警察に保護を対 り、特養の入所契約のため後 後見人より毎月提出される月 性別、年齢 女性、77歳 己人へのかかわり 、平成30年3月から生活保護	年3月地域福祉権 成め、区内特養の 後見制度を利用、令 例活動報告書の 類型 後見 養を受給。同年7月 語はみられるが、コ で可となり、今後も再
122号 監督123	た近所の方からの連絡がき 利擁護の契約につながった ショートステイを利用していた 和元年10月特養に入所とな 令和元年11月に初回報告を 容を監督人が点検、確認、 審判日 令和1年11月5日 上京後、按摩マッサージのから区外の養護老人ホーム 令和元年6月、左視床下部 ミュニケーションは困難で、 病院での療養生活を継続す 令和2年1月に家裁へ初回報	つかけとなり地域包括支援 こ、物盗られ妄想など不穏か たが、在宅生活は困難とない たが、在宅生活は困難とない さった。 を家裁に送付。以後、区民 助言等を行っている。 障害の種類 脳出血後遺症 区民後見人及び被後身 仕事で生計をたてていたが に入所となり、同時に生活の出血により緊急入院し、同 今後の回復は望めない。養 お予定。 報告を送付。以後、区民後	ンセンターが訪問し、平成31 が強くなり自ら警察に保護を対 り、特養の入所契約のため後 後見人より毎月提出される月 性別、年齢 女性、77歳 己人へのかかわり 、平成30年3月から生活保設 保護は廃止となった。 司年7月、転院。わずかな発記 護老人ホームへの帰園は不	年3月地域福祉権 成め、区内特養の 後見制度を利用、令 例活動報告書の 類型 後見 養を受給。同年7月 語はみられるが、コ で可となり、今後も現
122号 監督123	た近所の方からの連絡がき 利擁護の契約につながった ショートステイを利用していた 和元年10月特養に入所とな 令和元年11月に初回報告を 容を監督人が点検、確認、 審判日 令和1年11月5日 上京後、按摩マッサージのから区外の養護老人ホーム 令和元年6月、左視床下部 ミュニケーションは困難で、 病院での療養生活を継続す 令和2年1月に対していた。 令和2年1月に家裁へ初回報を監督人が点検、確認、助	つかけとなり地域包括支援 こ。物盗られ妄想など不穏かたが、在宅生活は困難とない。 たが、在宅生活は困難とない。 で家裁に送付。以後、区民 助言等を行っている。 障害の種類 脳出血後遺症 区民後見人及び被後見 仕事で生計をたてていたが、に入所となり、同時に生活の出血により緊急入院し、同 今後の回復は望めない。養 する予定。 報告を送付。以後、区民後 言等を行っている。	ンセンターが訪問し、平成31 が強くなり自ら警察に保護を対り、特養の入所契約のため後 後見人より毎月提出される月 性別、年齢 女性、77歳 見人へのかかわり 、平成30年3月から生活保設 保護は廃止となった。 司年7月、転院。わずかな発記 護老人ホームへの帰園は不 見人より毎月提出される月例	年3月地域福祉権 成め、区内特養の 長見制度を利用、会 例活動報告書の 類型 後見 養を受給。同年7月 語はみられるが、今後も野 活動報告書の内容 活動報告書の内容
122号 監督123	た近所の方からの連絡がき 利擁護の契約につながった ショートステイを利用していた 和元年10月特養に入所とな 令和元年11月に被、確認、 審判日 令和1年11月5日 上京後、按摩マッサージの から区外の養護老人ホーム 令和元年6月、左視床難で、 方の加元年6月、とは困難でで、 病院での療養生活を継続す 令和2年1月に検、確認、助 を監督人が点検、確認、助 審判日	っかけとなり地域包括支援 。物盗られ妄想など不穏かたが、在宅生活は困難とない。 を家裁に送付。以後、区民で 助言等を行っている。 障害の種類 脳出血後遺症 区民後見人及び被後身 仕事で生計をたてていたが に入所となり、同時に生活の出血により緊急入院し、同 今後の回復は望めない。養 する予定。 報告を送付。以後、区民後 言等を行っている。 障害の種類	ンセンターが訪問し、平成31 が強くなり自ら警察に保護を対 り、特養の入所契約のため後 後見人より毎月提出される月 性別、年齢 女性、77歳 見人へのかかわり 、平成30年3月から生活保護 保護は廃止となった。 司年7月、転院。わずかな発調 護老人ホームへの帰園は不 見人より毎月提出される月例 性別、年齢 男性、44歳	年3月地域福祉権 於め、区内特養の 於見制度を利用、会 例活動報告書の 類型 後見 養を受給。同年7月 語はみられるが、も 語はみられるがもり 活動報告書の内容 類型

	審判日	障害の種類	性別、年齢	類型						
	令和1年12月26日	認知症	男性、83歳	後見						
監		区民後見人及び被後見	見人へのかかわり							
督 1 2 5 号	平成14年12月に生活保護となり、単身生活していたが平成27年12月にアパートの更新手続きの際、内容の理解力低下が見られるようになったため、検査したところ認知症と診断された。平成29年5月から杉並区社協の地域福祉権利擁護事業を利用していたが、短期記憶の低下で気づくとお金を費消してしまう傾向が顕著となっていた。最近では失見当も顕著となり、コンビニ帰りに自宅に戻れなくなって、警察に保護されることもあり、令和元年10月末には区内のグループホームに入居した。令和2年2月に初回報告を家裁に送付。以後、区民後見人より毎月提出される月例活動報告書の内容を監督人が点検、確認、助言等を行う。									
	審判日	障害の種類	性別、年齢	類型						
	審判日 令和2年1月9日	障害の種類 認知症	性別、年齢 女性、89歳	類型 後見						
監										

計算書類及び附属明細書並びに財産目録

第 14 期

(令和元年度)

貸借対照表正味財産増減計算書內訳表 下味財産増減計算書內訳表 附属明細書

公益社団法人杉並区成年後見センター 杉並区天沼3-19-16 ウェルファーム杉並3階

貸借対照表

令和2年3月31日 現在

(単位:円)

科目		当年度		前年度		増減
I資産の部						
1. 流動資産						
現金預金		12,063,136		18,300,399		△ 6,237,263
未 収 金		1,051,746		0		1,051,746
流動資産合計		13,114,882		18,300,399		△ 5,185,517
資産合計		13,114,882		18,300,399		△ 5,185,517
Ⅱ 負債の部						
1. 流動負債						
未払金		6,512,892		11,605,061		△ 5,092,169
未払費用		3,353,328		3,265,282		88,046
預り金		248,662		430,056		△ 181,394
流動負債合計		10,114,882		15,300,399		△ 5,185,517
負債合計		10,114,882		15,300,399		△ 5,185,517
Ⅲ 正味財産の部						
1. 基金		3,000,000		3,000,000		0
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産		0		0		0
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計		3,000,000		3,000,000		0
負債及び正味財産合計		13,114,882		18,300,399		△ 5,185,517

正味財産増減計算書

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

(単位:円) 当年度 前年度 増減 一般正味財産増減の部 1. 経常増減の部 (1) 経常収益 利用料収入 2,097,000 2,326,136 △ 229,136 受取利息 517 533 Δ16 33,907,790 負担金収入 36,744,910 2,837,120 受取寄附金 124,645 △ 124,645 経常収益計 38,842,427 36,359,104 2,483,323 (2) 経常費用 ①事業費 30,562,478 28,303,821 2,258,657 給料手当 18,659,818 17,392,038 1,267,780 法定福利費 3,906,733 3,600,306 306,427 福利厚生費 100 436 96 233 4 203 その他の報酬 2,466,562 2,796,279 △ 329,717 293,856 消耗品費 326,293 32,437 事務用品費 60,777 146,267 △ 85,490 賃借料 2,040,414 1,326,466 713,948 保険料 136,210 131,740 4,470 修繕費 116,298 125,647 △ 9,349 145,192 旅費交通費 127,178 18,014 通信費 475,701 452,101 23,600 支払手数料 80,663 78,254 2,409 広告宣伝費 591,200 776,270 △ 185,070 業務委託費 585,187 393,606 191,581 研修費 1,000 △ 1,000 分担金 355,494 341,980 13,514 助成費用 290,900 515,500 224,600 雑費 ②管理費 8,279,949 8,055,283 224,666 役員報酬 916,000 993,000 △ 77,000 給料手当 3,917,416 3,770,142 147,274 法定福利費 1,988,349 1,913,600 74,749 福利厚生費 22,632 42,786 △ 20,154 その他の報酬 306,000 450,000 △ 144,000 消耗品費 139,840 125,940 13.900 37,398 62,685 △ 25,287 事務用品費 通信費 152,633 141,131 11,502 賃借料 383,778 80,264 303,514 修繕費 147,042 151,049 △ 4,007 業務委託費 69,935 79,785 △ 9,850 研修費 12,000 64,800 △ 52,800 支払手数料 33,538 1,033 34,571 分担金 152,355 146,563 5,792 38,842,427 36,359,104 経常費用計 2,483,323 当期経常増減額 0 0 2. 経常外増減の部 (1) 経常外収益 経常外収益計 0 (2) 経常外費用 経常外費用計 0 当期経常外増減額 0 0 0 当期一般正味財産増減額 0 0 0 一般正味財産期首残高 0 0 0 一般正味財産期末残高 0 0 0 Ⅱ 指定正味財産増減の部 当期指定正味財産増減額 0 0 0 指定正味財産期首残高 0 0 0 指定正味財産期末残高 0 0 0 基金増減の部 当期基金增減額 0 0 基金期首残高 3,000,000 3,000,000 0 基金期末残高 3,000,000 3,000,000 0 IV 正味財産期末残高 3,000,000 3,000,000 0

<u>正味財産増減計算書内訳表</u> 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

(単位:円)

科目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	(単位:円) 合 計
Ⅰ 一般正味財産増減の部	成年後見制度利用推進事業	10-17 Varia H1	. 48,500 311112	П Н
1.経常増減の部				
(1)経常収益				
利用料等収入	2,097,000	0	0	2,097,000
受取利息	517	0	0	517
負担金収入	28,464,961	8,279,949		36,744,910
経常収益計 (2)経常費用	30,562,478	8,279,949	0	38,842,427
①事業費	30,562,478	0	0	30,562,478
給料手当	18,659,818	0	0	18,659,818
法定福利費	3,906,733	0	0	3,906,733
福利厚生費	100,436	0	0	100,436
その他の報酬	2,466,562	0	0	2,466,562
消耗品費	326,293	0	0	·
事務用品費賃借料	60,777	0	0	60,777 2,040,414
保険料	2,040,414 136,210	0	0	136,210
修繕費	116,298	0	0	·
旅費交通費	145,192	0	0	145,192
通信費	475,701	0	0	475,701
支払手数料	80,663	0	0	80,663
広告宣伝費	591,200	0	0	591,200
業務委託費	585,187			585,187
研修費 分担金	0 355,494	0	0	0 355,494
助成費用	515,500	0	0	515,500
維費	0	0	0	0
②管理費	0	8,279,949	0	8,279,949
役員報酬	0	916,000	0	916,000
給料手当	0	3,917,416	0	3,917,416
法定福利費	0	1,988,349	0	1,988,349
福利厚生費	0	22,632	0	22,632
その他の報酬 消耗品費	0	306,000 139,840	0	306,000 139,840
事務用品費	0	37,398	0	37,398
通信費	0	152,633	0	152,633
賃借料	0	383,778	0	383,778
修繕費	0	147,042	0	147,042
業務委託費	0	69,935		69,935
研修費	0	12,000	0	12,000
支払手数料 分担金	0	34,571	0	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
経常費用計	30,562,478	152,355 8,279,949	0	152,355 38,842,427
当期経常増減額	0	0,277,749	0	0
2.経常外増減の部	-	-	-	-
(1)経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2)経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額 当期一般正味財産増減額	0	0	0	0
一般正味財産期首残高	0	0	0	0
一般正味財産期末残高	0	0	0	0
Ⅱ 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高 指定正味財産期末残高	0	0	0	0
旧尼亚怀州座州不然简	0	U	U	0
Ⅲ 基金増減の部				
当期基金增減額	0	0	0	0
基金期首残高	3,000,000	0	0	3,000,000
基金期末残高	3,000,000	0	0	3,000,000
IV 正味財産期末残高	3,000,000	0	0	3,000,000
IV 正味財産期末残高	3,000,000	0	0	3,000,000
	- , , , , , , , , ,			

財務諸表に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし。

- 2. 重要な会計方針
 - (1) リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(2)消費税等の会計処理 税込処理によっている。

3. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科目		債権金額	貸倒引当金の当期末残高	債権の当期末残高
未収金		1,051,746	0	1,051,746
合 計	计	1,051,746	0	1,051,746

4. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金等 の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上 の記載区分
負担金	杉並区	0	20,847,108	20,847,108	0	
負担金	杉並区社会福祉協議会	0	15,897,802	15,897,802	0	

5. 基金及び代替基金の増減額及びその残高

基金及び代替基金の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

					(===
科		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基金		3,000,000	0	0	3,000,000
合	計	3,000,000	0	0	3,000,000

6. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は、次のとおりである。

	法人等		The strain des	the Mile and Links (1946 Mr.	34 V4 16 m	関係	系内容	取引の	T-31 \ ##		40 4.75
属性	伝入寺の名称	住所	資産総額(単位:円)	事業の内容 又は職業	議決権の 所有割合	役員の 兼務等	事業上 の関係	内容	取引金額 (単位:円)	科目	期末残高 (単位:円)
支配	杉並区	杉並区 阿佐谷南		地方公共	社員2名	理事2名	基金拠出	基金		基金	(2,000,000)
法人	炒业区	1丁目15番1号		団体	のうち1名	理事4名	運営費負担	負担金	20,847,108	未払金	(6,512,892)

※期末残高の()は貸方残高を表している。

7. 重要な後発事象

該当なし。

附属明細書

- 1. 基本財産及び特定資産の明細該当なし。
- 2. 引当金の明細

該当なし。

財産 目録

令和2年3月31日現在

(単位:円)

			_	(単位:円)
貸借対	照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	現金預金	普通預金 みずほ銀行 荻窪支店	運転資金 杉並区負担金管理口座	8,272,625
		普通預金 みずほ銀行 荻窪支店	運転資金 杉並区社会福祉協議会負担金管理口座	389,722
		普通預金 みずほ銀行 荻窪支店	運転資金 預り金管理口座	400,789
		定期預金 みずほ銀行 荻窪支店	基金 基金拠出額の管理口座	3,000,000
	未収金	杉並区社会福祉協議会に対する未収額	5 杉並区社会福祉協議会よりの負担金 精算に伴う追加請求額	1,051,740
流動資	産合計			13,114,882
資	産合計	•		13,114,882
(流動負債)	未払金	杉並区に対する未払額	杉並区よりの負担金精算に伴う還付 未払額	6,512,892
	未払費用	事業者及び職員他に対する未払額	ム事業費及び管理費の事業年度末経費 未払額	3,353,328
	預り金	職員他よりの預り額	職員他の源泉所得税及び職員の社会保険料預り額	248,662
流動負	 債合計			10,114,882
負	債合計			10,114,882
IE	味財産			3,000,000

監查報告書

公益社団法人 杉並区成年後見センター 理事長 田山 輝明 様

令和2年4月23日

公益社団法人 杉並区成年後見センター

監事 石川 貴世子



監事 三田 利春



私たち監事は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書) 及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

- (1) 事業報告等の監査結果
- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - (2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

令和2年度

公益社団法人杉並区成年後見センター

事業計画書・収支予算書

令和2年度公益社団法人杉並区成年後見センター事業計画

1 基本的な考え方

成年後見制度利用推進機関としての公益活動を一層充実させるべく、これまでの事業実績を踏まえ、以下の基本方針のもと成年後見制度の利用促進事業を遂行する。

【基本方針】

- (方針 1) 成年後見制度を支える利用推進機関として、相談から利用までの一貫した支援機能を発揮するとともに、区民後見人の養成と育成・活用、法人後見の充実等を図る。
- (方針2) 成年後見制度の中核機関として、関係機関との連携体制を強化 し、成年後見制度の一層の周知・普及を図る。
- (方針3) 個人情報の取扱いに十分留意しつつ、情報開示を積極的に推進 し、公益社団法人としての透明で適正な法人運営を行う。

令和2年度は、成年後見制度利用促進基本計画に定める地域連携ネットワークの中核機関としての機能を担い、令和2年1月から新たに開始した専門相談事業や杉並区成年後見制度利用促進協議会の開催を通じて、地域関係機関との連携のもと、制度利用者への支援の拡充を図る。

また、中核機関としてのさらなる機能整備に向け、杉並区・杉並社協との連携のもと検討し、地域における成年後見制度の利用促進に向けて取り組む。

2 具体的事業計画

【公益目的事業】 成年後見制度利用推進事業

◆ 成年後見制度の周知、普及及び啓発活動

(1) 一般区民向け講演会

成年後見制度の活用による権利擁護を推進するため、当法人主催、若しくは他団体との協働により一般区民向けの講演会を開催し、制度の普及啓発を図る。

(2)区民後見人等養成・支援事業

これまでに養成した区民後見人に対しては、区民後見人等候補者の紹介から区民後見人等受任後の監督までの一貫した支援を行う。

また、後見人受任までの待機期間中の支援として、当センターが必要と認める研修を実施するとともに、法人支援員として活用する事業を行う。

(3) 周知活動

パンフレット、ポスターやホームページといった媒体を通じて、成年後見制度の周知及び利用促進、当法人事業の周知及び広報を行うほか、地域団体等が主催する研修会や説明会への参加、または共同での開催を通じて周知活動を行う。

また、区庁舎および「ふれあいフェスタ」での成年後見制度のパネル展示に加え、すぎなみフェスタや浴風会の催事などへ引き続き積極的に参加し、周知活動を行うともに、杉並区成年後見制度利用促進協議会メンバーを通じて出張説明会や専門相談事業の案内を行う。

パネル展示の周知活動の実施に際しては、法人支援員の活用を図る。

◆ 成年後見制度に関する相談及び利用支援

(4) 相談業務、申立て手続き支援

高齢者や障害のある者、その家族からの権利擁護や成年後見制度に関する電話・来所相談に応じるほか、必要に応じて訪問して相談を受ける。相談業務においては、制度の概要説明に加え、申立てに必要な書類を常備し、申立てに関する手続きの説明を行う。

また、平日時間の無い方や複雑な課題を抱えている方に相談機会を提供するため、専門職団体との共催により休日相談会を実施し、成年後見制度の利用相談事業を行う。

家庭裁判所への後見等開始申立てまでの支援が必要な事案においては、申立て手続き支援として、申立て書類の確認、第三者後見人等候補者の紹介等継続的な相談支援を行うとともに、既に後見人を受任している親族後見人や専門職後見人からの相談に対する対応も行う。

さらに、令和2年1月から新たに開始した専門相談事業を通じて、制度利用開始前及び開始後における利用者の支援を拡充させる。

(5) 申立て費用、後見報酬助成事業

所得や資産が少ないために、成年後見制度の利用が困難な者に対し、ホームページ等を通じ助成制度の周知を図り、制度利用が必要な者に対し以下の助成事業を行う。なお、後見報酬助成事業については令和元年度から助成額を改定している。

(申立て費用助成事業)

後見開始等の申立てを行おうとする者が、所得や資産が少ないために、申立て費用を負担することができない場合に、申立て手数料や鑑定費を助成する事業

(後見報酬助成事業)

被後見人等の所得や資産が少ないために、後見人等への報酬費を負担することが困難な区民に対して、後見人等への報酬費の全部又は一部を助成する事業

◆ 後見人サポート及び関係機関との連携強化

(6) 親族後見人勉強会

東京家庭裁判所の最近の動向を含めた後見業務に関する法律知識、財産管理の手法や家裁への報告について専門家から学ぶため、親族後見人勉強会を開催する。また、勉強会を、後見人同士が抱える疑問などを意見交換する交流の場として活用する。

(7) 関係機関との連携強化のための事業

成年後見制度利用促進基本計画に定める地域連携ネットワークの中核機関としての機能を担い、地域連携ネットワークにおける杉並区成年後見制度利用促進協議会を開催する。協議会の場において、成年後見制度の周知、普及について協力を仰ぐ等、より一層の強化を図る。

高齢者については密接な関係にある地域包括支援センターの連絡会に出席 し、実務者レベルでの連携強化を図る。また、障害者については障害者地域相 談支援センター等との連携をより強化する。

さらに、杉並区社会福祉協議会(地域福祉権利擁護事業担当)との業務連絡会を毎月開催し、相談ケースについての課題共有に努め、両制度の迅速かつ適切な利用を推進していく。

◆ 法人後見業務

(8) 法人後見業務

平成29年度に策定した杉並区成年後見センターの法定後見の法人後見受任 基準に基づき、法人後見受任の拡充を図ることとし、成年後見制度の利用を必 要とする者の個別の事案の特性から法人後見としての対応が必要な場合には、 当法人が後見人を受任し後見事務を進める。

また、任意後見の法人後見受任に関しては、今後の受任開始をめざし、必要な 受任基準や体制整備について検討する。

◆ 委任契約による代理事務

(9) 委任契約による代理事務

法人の任意後見に関する検討と併せて、移行型任意後見契約(通常の財産管理の委任契約と任意後見契約を同時に結び、判断能力が低下し、任意後見開始の必要が生じたときには、最初の委任契約から任意後見契約へ移行する契約形態)の活用について検討する。

◆ 後見監督事務

(10)後見監督事務

個別事案について区民後見人受任の可能性を検討し、区民後見人受任事案に 関しては、家庭裁判所の選任のもと、法人後見監督人として区民後見人に対し 適切な指導監督を行う。

法定後見及び任意後見の制度利用に際し、法人後見監督人としての対応の必要が生じた場合には、後見監督事務を行う。

◆ 区長申立て事務支援

(11)区長申立て事務支援

区長申立て事案においては、支援できる親族がいない事例や困難事例が増加 傾向にあるため、関係機関との連携をとりながら必要な事務の支援を行う。

【法人管理業務】

(1) 公益法人運営

法令及び定款にしたがい、理事会や社員総会の開催など法人の機関運営と法 定書類の作成・備置き・開示と定期提出書類の提出などの法人情報開示を適切 に行う。

また、法人運営の状況を踏まえ、定款及び諸規則等について、必要に応じ見直しを行う。

収 支 予 算 書 (令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

単位:円

I 一般正味財産増減の部

1. 経常増減の部

(1) 経常収益

2)	経堂費田		
	経常収益計	36,796,538	
	負担金収入	35,608,788	杉並区 27,012,000 円、杉並社協 8,596,788 円
	受取利息	500	
	利用料等収入	1,187,250	法人後見報酬・後見監督報酬

(2) 経常費用

① 事業費

事 業實	29,990,394	
給料手当	14,753,014	職員給料手当(事業従事割合)
法定福利費	$3,\!273,\!374$	職員法定福利費 (事業従事割合)
福利厚生費	105,227	
その他の報酬	4,941,900	委員報酬、法律専門職、専門相談員報酬他
消耗品費	399,560	
事務用品費	91,000	
賃借料	2,127,840	サーバー・端末 PC リース料、相談管理システム
保険料	148,000	
修繕費	125,440	
旅費交通費	279,000	
通信費	485,600	電話利用料他
支払手数料	112,700	
広告宣伝費	692,000	パンフレット等作成費用
研修費	100,000	
業務委託費	792,000	議事録作成 (運営委員会)
分担金	389,900	
申立費用助成	1,143,770	成年後見制度利用助成事業他
維費	30,069	

6,806,144 ② 管理費

役員報酬	1,070,000	役員報酬
給料手当	2,238,802	職員給料手当 (法人管理業務従事割合)
法定福利費	1,658,280	職員法定福利費(法人管理業務従事割合)
福利厚生費	37,190	
その他報酬	459,000	法律専門職報酬
消耗品費	171,240	
事務用品費	39,000	
通信費	152,400	
賃借料	414,072	
修繕費	152,760	
支払手数料	48,300	
業務委託費	198,000	議事録作成 (理事会)
分担金	<u>167,100</u>	
経常費用計	<u>36,796,538</u>	
当期経常増減額 	0	
当期一般正味財産増減額	0	